

下関市における建築基準法第43条第2項第2号許可に係る包括同意基準

制定 平成16年 2月 6日

変更 平成29年12月 1日

変更 平成30年 9月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項第2号の規定による許可において、「下関市における建築基準法第43条第2項第2号許可に係る運用基準」及び、下記の基準（以下「包括同意基準」という。）に適合する場合は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて同号の規定により許可することについて、下関市建築審査会の同意を得ているものとして取扱います。

1. 省令第10条の3第4項第2号の規定に該当する許可対象（その敷地が道路と同等の機能を有する道（公的機関が所有又は管理するものに限る。）に接しているもの）であるもの
2. 省令第10条の3第4項第3号の規定に該当する許可対象（タイプ1）（その敷地と道路との間に河川、水路（当該河川又は水路が当該道路に接している場合は、幅員が1メートルを越えるもの。）又は里道がある場合で、当該敷地が橋等により当該道路に有効に接しているもの）であるもの
3. 省令第10条の3第4項第3号の規定に該当する許可対象（タイプ2）（その敷地が省令第10条の3第4項第2号に該当しない通路で幅員4メートル以上のものに接しているもの）で次に適合するもの
 - ・地階を除く階数が2以下であること。
4. 省令第10条の3第4項第3号の規定に該当する許可対象（タイプ3）（その敷地が幅員1.8メートル以上4メートル未満の通路に接しているもの）で次のいずれにも適合するもの

- (1) 地階を除く階数が2以下であること。
- (2) 建築物が次のいずれかに適合すること。
 - (ア) 建築物の用途が一戸建ての住宅又は兼用住宅（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）第130条の3に規定する住宅をいう。）で建築物の建ち並びのない通路において宅地を整備し新築するものではないこと。
 - (イ) 従前と同一の用途に供する建築物の増築で避難及び通行の安全性が損なわれないものであること。
 - (ウ) 農業従事者等の住宅若しくは附属施設、分家住宅、農業関連施設等又は無線中継施設等通常人の立ち入らない施設を建築するものであること。
 - (エ) 共同住宅から長屋への建替で延床面積が200平方メートル以下であること。